

平成 23 年 第 2 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定 例 会 会 議 錄

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

平成23年第2回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会 定例会会議録

目 次

招集告示	1
議員出席表	2
説明員出席者	3
議会事務局職員出席者	3
提出議案一覧表	4
◎ 議事日程その1（7月28日）	5
臨時議長の紹介	6
開会宣言	6
諸般の報告	6
広域連合長のあいさつ	7
日程第1 仮議席の指定について	9
日程第2 議長の選挙について	9
議長就任のあいさつ	10
◎ 議事日程その2（7月28日）	11
日程第1 議席の指定について	12
日程第2 会議録署名議員の指名について	12
日程第3 会期の決定について	12
諸般の報告	13
日程第4 副議長の選挙について	13
副議長就任のあいさつ	14
日程第5 議会運営委員の選任について	14
日程第6 議案第9号、報告第1号から報告第3号まで、認定第1号の上程及び提案理由説明	15
1 広域連合長 提案理由説明	16
2 事務局長 提案理由説明	17

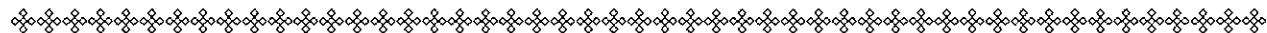
日程第 7	上程議案等に対する質疑及び一般質問について	
1	高木博文君 質疑及び一般質問	29
日程第 8	上程議案等に対する討論及び表決について	
1	高木博文君 討論	39
2	表決	39
日程第 9	議案第10号について	40
1	広域連合長 提案理由説明	41
2	表決	41
	監査委員就任のあいさつ	42
日程第10	閉会中所管事務調査について	42
	閉会宣言	43
	会議録署名	44
参考資料	議案等審議結果一覧表	45
	議案等質疑及び討論通告一覧表	46
	上程議案等	49



平成 23 年 第 2 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定 例 会 会 議 錄



茨城県後期高齢者医療広域連合議会

(写)

茨城県後期高齢者医療広域連合告示第19号

平成23年第2回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を、下記のとおり招集する。

平成23年7月14日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中田 裕

記

- 1 日 時 平成23年7月28日 午後1時
- 2 場 所 水戸市五軒町1丁目2番12号
みと文化交流プラザ 大会議室（6階）

以 上

議員出席表

平成23年第2回定例会

議席番号	議員の氏名	第1日
		7月28日
1	渡辺政明	○
2	茅根茂彦	○
3	松本茂男	/
4	並木寛	○
5	磯部延久	/
6	孝井恒一	○
7	鴻巣義則	/
8	木村進	○
9	高杉徹	○
10	菊池伸也	○
11	今川敏宏	○
12	豊田睦美	/
13	萩原瑞子	○
14	岡部正敬	/
15	柳井哲也	○
16	飯岡宏之	○
17	面澤義昌	○
18	内田政文	○
19	大平幸一	○
20	川名敏子	○
21	仲田好一	○
22	小沼博恭	/

議席番号	議員の氏名	第1日
		7月28日
23	堀江健一	○
24	根本衛	○
25	長坂太郎	○
26	小松崎誠	○
27	上野征一	○
28	佐藤節子	/
29	平野晋一	○
30	菅谷達男	○
31	海老原弘	○
32	野村武勝	○
33	高根澤節夫	○
34	関根ひろ子	○
35	阿久津則男	○
36	井坂成子	○
37	藤田健	○
38	沼崎光芳	○
39	浅野榮子	○
40	伊藤俊也	○
41	小島由久	○
42	青木武明	○
43	橋本正裕	○
44	高木博文	○

説明員出席者（地方自治法121条）

広域連合長	中田 裕君	(桜川市長)
事務局長	船橋 牧男君	
事務局次長	小松 博明君	
監査委員	黒川 活君	
総務企画課長	亀山 和則君	
事業課長	塚原 栄君	
給付課長	島田 弘美君	
会計管理者	鈴木 文雄君	

議会事務局職員出席者

議会事務局長	北島 裕君	
書記	小沼 克治君	
書記	富永 浩君	
書記	大川 洋一君	
書記	岡田 一義君	
書記	浅井 一良君	
書記	船橋 武夫君	
書記	上野 美和子君	

提 出 議 案 一覧 表

議案第 9 号 平成23年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

報告第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号））

報告第 2 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号））

報告第 3 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号））

認定第 1 号 平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第10号 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の同意を求めることについて



議事日程その1

7月28日



茨城県後期高齢者医療広域連合議会

平成23年第2回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会
議事日程その1

平成23年7月28日（木）
午後1時開議

- 臨時議長の紹介
- 開会宣言
- 諸般の報告
- 広域連合長のあいさつ
- 日程第1 仮議席の指定について
- 日程第2 議長の選挙について

午後 1 時 0 3 分

臨時議長の紹介

○議会事務局（北島 裕君） それでは、事務局から申し上げます。一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、八千代町議会議員の小島由久議員が年長議員ですので、ご紹介申し上げます。

小島由久議員、議長席へお着き願います。

〔小島由久議員、議長席へ着席〕

○臨時議長（小島由久君） ただいまご紹介をいただきました八千代町議会の小島由久です。よろしくお願ひします。

ただいま事務局より説明がありましたように、地方自治法第107条の規定により、初議会では当日議場に出席している議員のうち最年長の議員が臨時議長として、議長の職務を行うということでございますので、暫時の間臨時議長の職を務めさせていただきます。

大変失礼でございますが、座らせていただきます。

開会宣言

○臨時議長（小島由久君） ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は37名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成23年第2回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○臨時議長（小島由久君） 議長が選出されるまでの議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程その1のとおりでありますので、ご了承願います。

広域連合長のあいさつ

○臨時議長（小島由久君） この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許します。

広域連合長、中田 裕君。

〔広域連合長 中田 裕君登壇〕

○広域連合長（中田 裕君） こんにちは。広域連合長の中田でございます。統一地方選挙の後の初めての議会ということでございますので、今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げるところでございます。

あいさつをする前に、去る3月11日に発生した東日本大震災により、お亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。

それでは、平成23年第2回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、去る3月の議員任期満了に伴い実施されました一般選挙後、最初の議会でございます。私も5月に広域連合長に再任され、改めてその責任を痛感するとともに、被保険者の皆様が安心して医療を受けることができるよう、制度の適正な運営に、より一層努力を傾注してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様にはご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、東日本大震災は、過去に国内で発生した地震の中で規模、被害ともに最大級であり、とりわけ多くの高齢者に人的、物的両面で甚大な被害をもたらしました。

当広域連合では、去る6月、被害を受けられた方々を対象に、医療機関に支払う一部負担金等の免除や保険料の減免を実施するための要綱を制定いたしました。7月22日現在、一部負担金等免除申請件数が40市町村で4,020件、保険料減免申請件数が40市町村で3,857件となっており、今後申請件数は増加すると思われますが、被害者の立場に立ち、迅速な事務処理を心がけてまいります。

また、震災に伴う原発事故の影響により、この夏は社会全体で節電対策が求められておるところでございます。当広域連合も、室温28℃設定、必要最低限の照明、休憩時間の消灯などの取り組みの結果、4月から6月までの電力使用量は対前年度対比

30%減を達成しており、引き続き節電対策に取り組んでまいります。

ここで、平成22年度の保険給付費と保険料の収納についてご報告を申し上げます。

まず、保険給付費でございますが、後ほど決算で報告いたしますが、平成22年度は約2,388億円となり、平成21年度は2,243億円でございますので、比較して6.5%の伸びとなりました。医療給付費は毎年増加の一途をたどっており、これをどのように適正化していくかが大きな課題となっております。

次に、保険料の収納率でございますが、平成22年度には99.07%、前年度対比で0.05ポイントの増となっております。これも各市町村における収納対策の努力のたまものであると感謝を申し上げる次第でございます。

今後とも、市町村と連携をして保険料収納に努めるとともに、医療費適正化対策として、重複・頻回受診者に対する訪問指導や後発医薬品の使用促進などの取り組みを強化してまいりたいと考えております。

さて、現在の後期高齢者医療制度にかわる新しい制度につきましては、国の高齢者医療制度改革会議が、昨年12月に最終取りまとめを公表し、新制度を平成25年3月からスタートさせるとの方針、しかし、関係者との調整が進んでいないことや東日本大震災の影響などがあり、関連法案がいまだ国会に提出されておらず、新制度の施行までには多くの紆余曲折が予想されております。

当広域連合としては、今後とも国の動向を注視し、情報収集に努め、全国後期高齢者医療広域連合協議会とも連携をとりながら、スムーズな新制度移行のため、その準備に万全を期してまいりたいと考えております。

さて、本日は、平成23年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算、平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定及び監査委員の選任同意案件など、重要案件についてご審議をいただくことになっておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、広域連合議会議員の皆様におかれましては、後期高齢者医療制度が高齢者の医療を支えるものであることをご理解いただき、制度の円滑な運営にご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、ご出席の皆様のご活躍、ご健勝を祈念いたしまして、ごあいさつといたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（小島由久君） ありがとうございました。

日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（小島由久君） それでは、日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席のとおりと指定いたします。

日程第2 議長の選挙について

○臨時議長（小島由久君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法といたしましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（小島由久君） ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙の方法は、指名推選と決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（小島由久君） ご異議なしと認めます。よって臨時議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

議長に、渡辺政明水戸市議会議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました渡辺政明議員を、議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（小島由久君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました渡辺政明議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された渡辺政明議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。

議長就任のあいさつ

○臨時議長（小島由久君） それでは、渡辺政明議長からごあいさつをお願いいたします。

〔議長 渡辺政明君登壇〕

○議長（渡辺政明君） ただいまご選任を賜りました水戸市議会議長を務めております渡辺政明でございます。

この大役に身震える思いでございますが、今の現況等考えまして、全身全霊で本議長職に当たりたいと思っております。よろしくどうぞお願い申し上げます。（拍手）

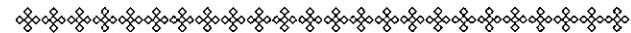
○臨時議長（小島由久君） ありがとうございました。

以上をもちまして、臨時議長の職務をすべて終了いたしました。

先ほど年長のゆえをもちまして臨時議長というご指名をいただき、皆様のご協力によりまして議長選挙を滞りなく終了しました。議員各位のご協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

本席を議長と交代いたします。臨時の議長職をおろさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

〔臨時議長 小島由久君退席、議長 渡辺政明君着席〕



議事日程その2

7月28日



茨城県後期高齢者医療広域連合議会

平成23年第2回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会
議事日程その2

平成23年7月28日(木)
午後1時開議

- 日程第1 議席の指定について
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 会期の決定について
諸般の報告
- 日程第4 副議長の選挙について
- 日程第5 議会運営委員の選任について
- 日程第6 議案第9号 平成23年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
報告第1号 専決処分の報告及び承認を求めるについて(平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号))
報告第2号 専決処分の報告及び承認を求めるについて(平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号))
報告第3号 専決処分の報告及び承認を求めるについて(平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号))
認定第1号 平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 上程議案等に対する質疑及び一般質問について
【議案第9号、報告第1号から報告第3号、認定第1号まで】
- 日程第8 上程議案に対する討論及び表決について
【議案第9号、報告第1号から報告第3号、認定第1号まで】
- 日程第9 議案第10号 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の同意を求めるについて
- 日程第10 閉会中所管事務調査について
閉会宣言

○議長（渡辺政明君） それでは、これより議会事務局職員に印刷物を配付させるため少々時間をいただきます。

[印刷物配付]

○議長（渡辺政明君） 配付漏れはございませんでしょうか。

議事日程その1以降の議事日程につきましては、ただいまお手元に配付させていただきました議事日程その2のとおりでありますので、ご了承を願います。

日程第1 議席の指定について

○議長（渡辺政明君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、ただいまご着席のとおりと指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（渡辺政明君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、2番、茅根茂彦議員、4番、並木 寛議員、以上2名を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○議長（渡辺政明君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定期例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（渡辺政明君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

諸般の報告

○議長（渡辺政明君） この際、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議案説明のため本定例会の会議に出席を求めた者の職氏名は、お手元に配付しております説明員出席表のとおりでありますので、ご了承を願います。

以上、ご報告いたします。

次に、議場の空調の関係で、暑いと思われるときには上着をお脱ぎになられて結構でございます。

日程第4 副議長の選挙について

○議長（渡辺政明君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法といたしましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（渡辺政明君） ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙の方法は指名推選と決定いたしました。

お諮りをいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（渡辺政明君） ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

副議長に、青木武明議員を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま指名いたしました青木武明議員を、副議長の当選人と定めることにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（渡辺政明君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました青木武明議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました青木武明議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。

副議長就任のあいさつ

○議長（渡辺政明君） それでは、青木武明副議長からごあいさつをお願いいたします。

[副議長 青木武明君登壇]

○副議長（青木武明君） ただいまご紹介いただきました五霞町の青木でございます。

本議会の議員各位の満場のご同意をいただきまして、副議長に選任をいただきました。そもそも浅学非才ではございますけれども、渡辺議長をしっかりと補佐して、一生懸命頑張ってまいりたいと思っております。どうぞよろしくご指導のほどをお願い申し上げまして、ごあいさつにかえます。（拍手）

日程第5 議会運営委員の選任について

○議長（渡辺政明君） 日程第5、議会運営委員の選任を行います。

これより議会事務局職員に印刷物を配付させます。

[印刷物配付]

○議長（渡辺政明君） 配付漏れはございませんでしょうか。

配付漏れなしと認めます。

お諮りをいたします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第4条の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名をしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺政明君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員はお手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決しました。

ここで議長からご提案を申し上げます。

先ほど選任をいたしました議会運営委員をもって議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選を行いたいと思います。

この際、暫時休憩いたします。

午後1時23分休憩

午後1時37分再開

○議長（渡辺政明君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議会運営委員会が開催されました。

ここで、議長から、議会運営委員会の正副委員長の互選の結果について、ご報告を申し上げます。

議会運営委員長に仲田好一議員、副委員長に高根澤節夫議員が選任されました。

以上、報告をいたします。

日程第6 議案第9号 平成23年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者
医療特別会計補正予算（第1号）

報告第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成22
年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第2号)）

報告第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成22
年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特

別会計補正予算（第4号）

報告第3号 専決処分の報告及び承認を求めるについて（平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号））

認定第1号 平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（渡辺政明君） 次に、日程第6、議案第9号、報告第1号から報告第3号、認定第1号、以上5件を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（渡辺政明君） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号、報告第1号から報告第3号、認定第1号、以上5件を一括議題とすることに決しました。
それでは、ただいまの5件について提出者から提案理由の説明を求めます。
広域連合長、中田 裕君。

[広域連合長 中田 裕君登壇]

○広域連合長（中田裕君） ただいま議題となりました議案1件、報告3件、認定1件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

最初に、議案第9号 平成23年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9,383万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,564億8,209万9,000円とするものでございます。

次に、専決処分の報告が3件ございます。内訳は、平成22年度補正予算3件でございます。これらの案件につきましては、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、議会招集のいとまがないことから専決処分を行ったところでございます。

まず、報告第1号 平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第

2号)につきましては、歳出予算の金額を組み替えたものでございます。

次に、報告第2号 平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,440億683万1,000円といたしました。

次に、報告第3号 平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)につきましては、歳入予算の金額を組み替えたものでございます。

最後に、認定1件がございます。認定第1号 平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第292条の規定により準用する同法第233条第3項の規定により、平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

以上5件について、提案理由をご説明いたしました。よろしくご審議を賜り、ご賛同くださいますようお願いを申し上げます。

なお、ただいま説明をいたしました議案第9号、報告第1号ないし報告第3号及び認定第1号までの詳細につきましては、事務局長から説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺政明君） 次に、事務局長、船橋牧男君。

[事務局長 船橋牧男君登壇]

○事務局長（船橋牧男君） それでは、ただいま広域連合長の命がございましたので、私の方から、議案第9号、報告第1号から報告第3号まで、それから認定第1号の内容につきまして、順次ご説明を申し上げたいと思います。

恐れ入りますが、第1分冊議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第9号 平成23年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9,383万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,564億8,209万9,000円とするものでございます。

東日本大震災による被災者に対する後期高齢者医療の一部負担金等の免除及び保険

料の減免、さらに療養給付費に係る県負担金、市町村負担金及び支払基金交付金等の精算が生じますことから、所要額を補正しようとするものでございます。

詳しくは、第2分冊議案説明書でご説明させていただきたいと思います。

恐れ入りますが、議案説明書の4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入でございますが、1款、市町村負担金、1項、市町村負担金、1目、保険料等負担金につきましては、東日本大震災に伴う後期高齢者医療保険料の減免により5,000万円減額をしております。

同款、同項、2目、療養給付費負担金につきましては、療養給付費の市町村負担金に過年度分の請求額が発生しますことから、4億8,133万3,000円増額をしております。

2款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、調整交付金につきましては、東日本大震災に伴う一部負担金等の免除及び保険料の減免に係る財源として、その免除等の金額の2割が調整交付金で措置されることになっておりましたことから、1,250万円増額をしております。

同款、同項、3目、後期高齢者医療災害臨時特例補助金につきましては、東日本大震災に伴う一部負担金等の免除及び保険料の減免に係る財源といたしまして、その免除等の金額の8割が国庫補助金で措置されることになっておりましたことから5,000万円増額をしております。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款、保険給付費、1項、療養諸費、1目、療養給付費につきましては、東日本大震災に伴う一部負担金等の免除により、広域連合がその金額を負担することになりますので1,250万円増額をしております。

8款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、4目、償還金につきましては、県、市町村それぞれからの療養給付費負担金、並びに後期高齢者交付金の確定に伴う返還金等といたしまして4億8,133万3,000円増額をしております。

次に、専決処分についてご説明をいたします。

まず、報告第1号 平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)についてでございますが、恐れ入りますが、第1分冊議案書にお戻りいただきたいと思います。議案書3ページをお開きいただきたいと思います。

報告第1号、専決処分の報告及び承認を求めるにつきましては、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)を専決処分いたしたものでございます。

5ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

平成22年度決算見込みを精査しましたところ、民生費の不用額が1,000万円を超える見込みであったことから、平成21年度に財政調整基金を取り崩した額と同額を積み立てるために歳出予算の組み替えを行ったものでございます。

詳しくは、第2分冊議案説明書でご説明させていただきます。恐れ入りますが、議案説明書の12ページ、13ページをお開き願いたいと思います。

歳出におきましては、2款、総務費、1項、総務管理費、7目、財政調整基金費を1,000万円増額し、それとあわせて、3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、高齢者福祉費を1,000万円減額をいたしております。

次に、報告第2号 平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてご説明をいたします。

恐れ入りますが、第1分冊議案書に再びお戻りいただきたいと思います。議案書9ページをお開き願います。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,440億683万1,000円としたものでございます。

特別高額医療費共同事業拠出金について事業費が確定したこと、並びに療養給付費国庫負担金返還金について精査しましたところ超過分が生じましたことから、所要額を補正したものでございます。

詳しくは、第2分冊議案説明書で説明させていただきます。恐れ入りますが、議案説明書18、19ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、2款、国庫支出金、2項、国庫補助金、2目、後期高齢者医療制度事業費補助金につきましては、特別高額医療費共同事業費補助金の増額が見込まれましたことから41万1,000円増額をしております。

8款、繰越金、1項、繰越金、2目、療養給付費等繰越金につきましては、療養給付費国庫負担金返還金に充当するため47万1,000円増額をしております。

次に、20ページ、21ページをお開き願いたいと思います。

歳出でございますが、4款、特別高額医療費共同事業拠出金、1項、特別高額医療費共同事業拠出金、1目、特別高額医療費共同事業拠出金につきましては、社団法人国民健康保険中央会より拠出金確定額が提示されたため41万1,000円増額をしております。

8款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、4目、償還金につきましては、療養給付費国庫負担金返還金が確定したため47万1,000円増額をしております。

次に、報告第3号 平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

恐れ入りますが、第1分冊議案書にお戻りいただき、13ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

繰越金につきまして、予算未計上額を増額する一方、一般会計からの繰入金等につきましては減額が見込まれましたことから、歳入予算の組み替えをしたものでございます。

詳しくは、第2分冊議案説明書でご説明させていただきます。恐れ入りますが、議案説明書26、27ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございますが、4款、支払基金交付金、1項、支払基金交付金、1目、後期高齢者交付金につきましては、後期高齢者交付金の減額が見込まれましたことから、19億7,203万8,000円減額をしております。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、一般会計繰入金につきましては、一般会計における繰出金の減にあわせて1,000万円減額をしております。

8款、繰越金、1項、繰越金、2目、療養給付費等繰越金につきましては、前年度からの繰越金の予算未計上額分として19億8,203万8,000円増額をいたしております。

次に、認定第1号でございます。

恐れ入りますが、第1分冊議案書にお戻りいただきたいと思います。15ページをお開きいただきたいと思います。

平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、詳しくは、製本しております別冊、平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書により説明をさせていただきます。恐れ入りますが、決算書の4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。

一般会計歳入歳出決算書の歳入につきましては、歳入合計で、予算現額が9億1,540万8,000円、調定額及び収入済額が同額の9億1,505万2,675円、予算現額と収入済額との比較がマイナス35万5,325円でございます。

6、7ページをお開き願います。

歳出につきましては、歳出合計で、予算現額が9億1,540万8,000円、支出済額が

8億9,877万2,694円、不用額、並びに予算現額と支出済額との比較は、同額の1,663万5,306円でございます。

なお、歳入歳出差引残額は1,627万9,981円となっております。

詳しくは、歳入歳出決算事項別明細書で説明させていただきます。恐れ入りますが、22、23ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございますが、収入済額の主なものにつきましては、1款、分担金及び負担金8億9,939万3,000円、これは広域連合の事務費に対する市町村からの共通経費負担金でございます。

4款、繰越金589万5,393円につきましては、前年度からの繰越金でございます。

5款、諸収入974万2,708円につきましては、右側の備考欄の最下段にございますように職員用公舎使用料や、25ページの上段にございます市町村窓口端末機器追加分使用料が主なものでございます。

26、27ページをお開き願います。

歳出でございますが、支出済額の主な事項についてご説明をいたします。

なお、主な不用額と委託業務及び補助負担金につきましては、後ほど平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合決算報告書の中で、ご説明したいと思います。

主なものといたしまして、1款、議会費の支出済額79万742円につきましては、議員報酬や会議録の印刷製本費等でございます。

2款、総務費の支出済額2億9,208万4,530円につきましては、1目、一般管理費の備考欄にございますように、職員等人件費として、職員の時間外勤務手当305万601円、負担金、補助及び交付金として市町村などからの派遣職員32名分の人件費2億4,707万1,841円でございます。

次に、一般管理事務経費でございますが、下から1行目の使用料及び賃借料、896万876円、これは職員用公舎借り上げや駐車場借り上げに係る経費などでございます。

29ページをお開き願います。

マルの三つ目、庁舎管理経費といたしまして、使用料及び賃借料1,029万8,352円、これは広域連合庁舎借り上げに伴う賃借料などの主なものでございます。

30、31ページをお開き願います。

7目、財政調整基金費の支出済額1,002万1,574円につきましては、財政調整基金への積み立てでございます。

32、33ページをお開き願います。

下段になりますが、3款、民生費の支出済額6億589万7,422円につきましては、

後期高齢者医療特別会計繰出金でございます。特別会計における事務費等の財源に充てるために繰り出したものでございます。

以上が、歳出の支出済額の主なものでございます。

次に、特別会計についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、10ページ、11ページにお戻り願いたいと思います。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の歳入につきましては、12ページ、13ページにありますように、歳入合計で、予算現額が2,440億683万1,000円、調定額及び収入済額が同額の2,454億8,965万5,646円、予算現額と収入済額との比較が14億8,282万4,646円でございます。

14、15ページをお開き願いたいと思います。

歳出につきましては、歳出合計で、予算現額が2,440億683万1,000円、支出済額が2,433億1,010万7,695円、不用額、並びに予算現額と支出済額との比較は同額の6億9,672万3,305円でございます。

なお、17ページにございますように、歳入歳出差引残高は21億7,954万7,951円となっております。

詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書で説明させていただきます。恐れ入りますが、38ページ、39ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございますが、収入済額の主なものといたしましては、1款、市町村負担金として391億3,490万4,807円、これは保険料負担金、療養給付費負担金等でございます。

2款、国庫支出金といたしまして804億5,644万5,896円となっておりますが、その内訳といたしまして、療養給付費負担金等の国庫負担金572億3,497万5,408円、調整交付金等の国庫補助金といたしまして232億2,147万488円となっております。

40ページ、41ページをお開き願いたいと思います。

3款、県支出金といたしまして199億5,051万892円となっておりますが、内訳といたしまして、療養給付費及び高額医療費の県負担金でございます。

下段になりますが、4款、支払基金交付金995億2,915万7,000円は、現役世代からの支援金でございます。

5款、特別高額医療費共同事業交付金2,488万7,796円につきましては、1件400万円を超える高額な医療費につきまして、社団法人国民健康保険中央会から交付される交付金でございます。

42、43ページをお開き願いたいと思います。

7款、繰入金31億1,356万3,179円は、一般会計からの繰入金と後期高齢者医療給付費準備基金及び後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金でございます。

8款、繰越金30億3,892万3,989円は、前年度からの繰越金でございます。

44、45ページをお開き願いたいと思います。

10款、諸収入2億3,823万4,169円につきましては、預金利子、並びに47ページに移りまして雑入としての第三者納付金等でございます。

次に、歳出でございますが、支出済額の主な内容についてご説明をいたします。

48ページ、49ページをお開き願いたいと思います。

1款、総務費6億1,896万2,359円につきましては、右側の備考欄にありますように、一つ目のマルでございますが、一般管理事務経費としまして、通信運搬費として2,227万7,288円、これは高額療養費申請書や支給決定通知書などの郵送料が主なものでございます。手数料として2,050万9,839円、これは第三者行為損害賠償請求債務委託に係る求償事務手数料及び療養費審査支払手数料でございます。

委託料として、766万8,125円、これは第三者行為損害賠償請求債務業務委託、給付業務通知書作成関連処理業務委託でございます。

二つ目のマルでございますが、医療費適正化事業費では、報酬として3,242万4,548円、これはレセプト二次点検嘱託員17名の人件費でございます。下段にございます委託料といたしまして1億4,207万3,456円、これは診療報酬明細書二次点検業務委託や保険者レセプト管理システム業務委託、並びに事務代行業務委託等でございます。

三つ目のマルでございますが、保険事務管理経費では、委託料として1,490万7,690円、これは被保険者証等作成業務委託等でございます。

50、51ページをお開き願います。

右側の備考欄の一番上の欄でございますが、電算システム経費では、委託料として1億8,210万1,500円、これは市町村窓口処理サーバー及びネットワーク機器運用業務委託及び電算処理システム運用管理業務委託でございます。賃借料として1億2,300万8,004円、これは広域連合電算機器賃貸借、市町村窓口処理端末機器賃借及び局内情報システム賃貸借等でございます。

2款、保険給付費2,387億7,333万6,505円につきましては、1項、療養諸費、1目、療養給付費が2,277億9,850万2,555円、2目、訪問看護療養費が3億9,779万5,940円で、被保険者の療養給付費として保険医療機関等に直接支払った現物給付分等でございます。

52、53ページをお開き願います。

5目、審査支払手数料 7億3,803万1,931円につきましては、レセプトの一次審査に係る手数料でございます。審査につきましては、茨城県国民健康保険団体連合会の審査委員会に審査をお願いしておるところでございます。

2項、高額療養諸費88億3,844万9,379円につきましては、1カ月の被保険者自己負担額を超えた場合に給付する現金給付分と、入院により保険医療機関に支払った現物給付分、高額介護合算療養費等でございます。

3項、その他医療給付費10億45万円につきましては、葬祭費といたしまして、死亡により葬儀をとり行った場合に1件5万円を支給しております。

次に、3款、県財政安定化基金拠出金1億7,841万2,000円につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第116条に基づき茨城県に設置されております茨城県後期高齢者医療財政安定化基金への拠出金でございます。

4款、特別高額医療費共同事業拠出金2,470万9,578円につきましては、高額な医療費に係る広域連合の財政負担を緩和するための措置といたしまして、社団法人国民健康保険中央会が行う共同事業に対する拠出金でございます。

54、55ページをお開き願います。

5款、保健事業費2億6,157万8,660円につきましては、1目、健康診査費の備考欄にありますように、健康診査業務を市町村に委託したことに伴う委託料2億2,569万4,596円、並びに2目、その他健康保持増進費の備考欄にありますように、国の特別対策として市町村において実施した人間ドック等に係る経費に対する補助金3,561万6,194円でございます。

6款、基金積立金16億6,126万2,232円につきましては、2つの基金への積立金でございまして、1つ目は、保険給付費のための財源に充当するための後期高齢者医療給付費準備基金への積立金187万8,403円、2つ目は、保険料軽減等の財源に充当するための後期高齢者医療制度臨時特例基金への積立金16億5,938万3,829円でございます。

56、57ページをお開き願います。

8款、諸支出金17億9,184万6,361円につきましては、平成21年度療養給付費の確定に伴う国庫負担金及び市町村負担金の返還金、並びに支払基金への後期高齢者交付金返還金等でございます。

以上が、特別会計の歳出の支出済額の主なものでございます。

次に、62ページをお開き願いたいと思います。

実質収支に関する調書でございます。

まず、一般会計でございますが歳入総額9億1,505万2,675円、歳出総額8億9,877

万2,694円、歳入歳出差引額1,627万9,981円、実質収支額1,627万9,981円でございます。

次に、63ページをごらんいただきたいと思います。

特別会計でございますが、歳入総額2,454億8,965万5,646円、歳出総額2,433億1,010万7,695円、歳入歳出差引額21億7,954万7,951円、実質収支額21億7,954万7,951円でございます。

66ページをお開き願いたいと思います。

財産に関する調書でございますが、公有財産、物品につきましては、該当するものはございません。

債権につきましては、職員用公舎敷金と市町村窓口端末機器使用料の2つがあり、年度末現在高といたしましては、それぞれ6万9,000円、1,763万7,480円となっております。

基金につきましては、財政調整基金、後期高齢者医療給付費準備基金、後期高齢者医療制度臨時特例基金の3つがあり、それぞれ年度末現在高といたしまして、3,087万3,090円、24億601万7,339円、23億691万9,121円となっております。

続きまして、決算関係資料といたしまして、別冊で横書きとなっております平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合決算報告書についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、1ページをお開き願いたいと思います。横書きの決算報告書でございます。

決算総括でございますが、後期高齢者医療制度が平成20年4月から開始されて3年が経過し、一般会計においては広域連合の運営経費等を経理し、後期高齢者医療特別会計においては、法の規定に基づく各種医療給付等の各種事業を実施をいたしました。

平成22年度におきましては、保険料率の増加抑制を図るため、保険給付の財源として後期高齢者医療給付費準備基金からの繰り入れを行い、また、被用者保険の被扶養者であった被保険者や所得の少ない被保険者の保険料の減額の財源として、後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰り入れを行いました。

これらの事業実施に当たっては、厳しい財政状況を踏まえまして、最少の経費で最大の効果が上げられるよう、効率的で健全な財政運営に努めたところでございます。

3ページをお開き願います。

平成22年度の主要施策の成果についてご説明いたします。

まず、一般会計でございますが、主なものとしまして、議会費は、広域連合議会の運営経費として使用いたしました。総務費は、一般的な事務管理経費といたしまして、

市町村等からの派遣職員32名に係る人件費負担分交付金、並びに広域連合事務所の賃借料等に使用しました。

5ページをお開き願いたいと思います。

民生費につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございまして、保険料を財源としない人件費や事務処理費等の財源に充当しております。

6ページをお開き願います。

後期高齢者医療特別会計についてご説明いたします。

主なものといたしましては、まず総務費でございますが、右側の備考欄にありますように、事務管理経費として、電算業務関係では、電算機器賃貸借料、電算処理システム運用管理業務委託料、市町村窓口処理サーバー及びネットワーク機器運用業務委託料及び被保険者の資格等の処理を行う市町村窓口処理端末機器の賃借料等に使用いたしました。また、被保険者証作成業務等の委託を行いました。

さらに、6ページの一番下の欄でございますが、医療費適正化事業といたしまして、資格情報や診療情報をもとに各種給付計算処理等を行う事務代行業務委託、7ページに移りますが、診療報酬明細書の情報を電子化して管理する保険者レセプト管理システムの業務委託、診療報酬明細書二次点検業務に従事する嘱託員17名の報酬、診療報酬明細書二次点検業務に従事する派遣職員10名に係る派遣会社への委託、療養費審査支払手数料、受診者に医療情報を年3回通知するため約87万5,000通の医療費通知書作成業務委託等、交通事故等の第三者行為による損害賠償求償事務業務委託等を行いました。

8ページをお開き願います。

中段の保険給付費の療養給付費につきましては、現物給付が810万3,712件、現金給付が12万9,373件の支給件数でございます。

訪問看護療養費は、現物給付が6,529件の支給件数でございます。

9ページをごらん願います。

移送費は、現金給付5件となっております。

審査支払手数料の支払い件数は811万241件となっております。

高額療養費につきましては、現物支給が18万4,340件、現金給付が28万6,531件、高額介護合算療養費は9,178件、葬祭費は2万9件の支給実績でございます。

県財政安定化基金拠出金の拠出実績は1億7,841万2,000円でございます。

10ページをお開き願います。

特別高額医療費共同事業拠出金は、社団法人国民健康保険中央会に拠出しておりま

ですが、拠出金の内訳は、医療費に係る拠出金と事務費の拠出金でございます。

保健事業費の健康診査費につきましては、健康診査業務を県内44市町村へ、健康診査データ管理業務を茨城県国民健康保険団体連合会に委託をいたしました。

なお、健康診査の受診者数は、平成22年3月末の被保険者数31万7,637名に対し、4万8,735名の実績でございます。

その他の健康保持増進費につきましては、当広域連合の後期高齢者医療制度特別対策補助金交付要綱に基づき、人間ドック等を実施した24市町村に対し、補助を行いました。

11ページをごらん願います。

基金積立金につきましては、基金の目的により、定めた基金条例に基づき積み立てを行ったものでございます。

諸支出金につきましては、過年度分の療養給付費負担金等に対する返還金等が主なものでございます。

12ページをお開き願います。

投資的経費を除く委託業務50万円以上の主なものといたしまして、一般会計におきましては、広域連合庁舎清掃業務を水戸鉄道整備株式会社へ97万6,500円、後期高齢者医療特別会計におきましては、被保険者証等作成業務を小林クリエイト株式会社東京支社へ1,028万7,690円、市町村窓口処理サーバー及びネットワーク機器運用業務を株式会社茨城計算センターへ8,139万6,000円、電算処理システム運用管理業務を茨城県国民健康保険団体連合会へ1億70万5,500円、事務代行業務を茨城県国民健康保険団体連合会へ6,506万6,400円、13ページに移りまして、保険者レセプト管理システム業務を茨城県国民健康保険団体連合会へ4,297万8,358円、診療報酬明細書二次点検業務を株式会社ニチイ学館へ2,236万9,394円、年3回の医療費通知書作成業務を株式会社イセト一水戸営業所へ716万9,434円で委託をいたしました。

保健事業では、健康診査業務を県内44市町村へ2億2,122万3,696円で委託をしてございます。

14ページをお開き願います。

各種基金の状況でございます。

平成22年度末現在高は、財政調整基金が3,087万3,090円、後期高齢者医療給付費準備基金が24億601万7,339円、後期高齢者医療制度臨時特例基金が23億691万9,121円でございます。合計で、平成22年度末現在高は47億4,380万9,550円でございます。

次に、15ページをごらんいただきたいと思います。

50万円以上の不用額につきましてご説明をいたします。

まず、一般会計の総務費でございます。職員手当等、需用費並びに使用料及び賃借料の不用額でございますが、時間外勤務の縮減、公舎の修繕が見込みより少なかったことや、複写機使用料や来客用駐車場使用料等が見込みより少なかったことなどによるものでございます。

民生費の不用額につきましては、後期高齢者医療特別会計における事務経費の縮減によるものでございます。

後期高齢者医療特別会計の一般管理費では、役務費、委託料の不用額につきましては、療養費審査及び第三者行為求償事務の件数が見込みより少なかったことや、重複・頻回受診者相談指導件数や給付業務通知書作成件数等が見込みより減少したことによるものでございます。

保険給付費の負担金、補助及び交付金、16ページに移りまして、役務費の不用額につきましては、各種給付費の確定や支払審査件数の確定によるものでございます。

保健事業費の委託料並びに負担金、補助及び交付金の不用額につきましては、健康診査受診者数、人間ドック等受診者数が見込みより少なかったことによるものです。

公債費の不用額につきましては、一時借り入れを実施しなかったことによるものでございます。

17ページをごらんいただきたいと思います。

補助負担金等交付調書についてご説明をいたします。

まず、一般会計の総務費でございますが、事務局職員32名に係る人件費負担分の交付金を茨城県及び水戸市ほか29市町村に、2億4,707万1,841円交付をしております。

20ページをお開き願います。

次に、後期高齢者医療特別会計の保険給付費の療養給付費負担金から、次のページの高額療養費負担金までの4つの負担金につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第56条に基づきまして支給されるものでございまして、支払審査業務を担当しております茨城県国民健康保険団体連合会等に対し、合計2,368億7,352万868円を支出いたしております。

22ページの高額介護合算療養費負担金につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第56条に基づき支給されるもので、被保険者に対し、1億6,133万3,706円を支出いたしました。

中段の葬祭費負担金につきましては、被保険者の葬祭を行った者に対し、当広域連合の後期高齢者医療に関する条例第2条に基づき、10億45万円を支出いたしました。

下段の県財政安定化基金拠出金につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第116条第1項の規定により、後期高齢者医療の財政の安定化に資するために設置された茨城県後期高齢者医療財政安定化基金に対し、1億7,841万2,000円を拠出いたしました。

23ページをお開き願います。

上段の特別高額医療費共同事業拠出金、特別高額医療費共同事業事務費拠出金につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第117条に基づき、社団法人国民健康保険中央会に対し、合計2,470万9,578円を拠出いたしました。

一番下の後期高齢者医療制度特別対策事業費補助金につきましては、被保険者の健康増進等に要した経費に対し、当広域連合の後期高齢者医療制度特別対策補助金交付要綱に基づき、水戸市ほか23市町村に、補助金といたしまして3,561万6,194円を支出しております。

以上が、議案第9号、報告第1号から報告第3号及び認定第1号までの説明になります。議員各位におかれましては、慎重にご審議をいただき、原案のご承認を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

私からの説明は以上でございます。

○議長（渡辺政明君） 以上で、提案理由の説明は終了しました。

日程第7 上程議案等に対する質疑及び一般質問について

○議長（渡辺政明君） 日程第7、上程議案等に対する質疑及び一般質問を行います。

あらかじめ発言通告がありました発言者に申し上げます。

発言者の発言時間は、15分以内といたします。

それでは、質問を許します。

44番、高木博文君。

[44番 高木博文君登壇]

○44番（高木博文君） 44番、高木です。議案の質疑及び一般質問を行わせていただきます。

議案第9号関連東日本大震災の被災者に対する減免措置について。

全体の被災状況に比して極めて少なく、各自治体間でもばらつきが見られます。各

自治体で扱いが統一した基準で行われたのかどうか。

事前説明会の場においては、7月1日現在の数字が明らかになりました。きょうの会議において、冒頭、7月22日時点の数字が述べられております。このことを比較してみると、丁寧に働きかけしていく中で、極めて短期間に数がふえておる。このことからして、やはり公正な統一した基準で行うべきかと思いますが、どのようにやられたのか質問したいと思います。

また、予算計上は、第1次分と思われますけれども、補助金の増額など今後の見通しについてお聞きをしたいと思います。

報告第3号について質問いたします。

支払基金交付金が、19億7,203万8,000円減額されて、ほぼ同額、これが繰越金として補正されますが、その理由をもう少し詳しく説明願いたいと思います。

一般質問に入ります。

茨城県後期高齢者医療広域連合の現状と将来を踏まえての事業のあり方について。

茨城県は、人口295万人前後で推移しつつ、高齢化は著しく、後期高齢者医療被保険者も高い比率を占めています。後期高齢者医療費についても年々伸びているが、厚生労働省2009年の調査によると、茨城県は全国47都道府県中39位となっています。

また、平成21年度の県内市町村の1人当たり医療費の格差も著しく、最高で89万1,757円、最低で63万6,369円で、これらは茨城県の医療環境の現状、すなわち医療過疎の実情を反映しているものと思われます。県広域連合は、このことでどのような問題意識を持ち、その打開に努めているのか、伺いたいと思います。

また、こうした現状を踏まえると、早期発見、早期治療の立場で健康保持推進事業の重視が求められるが、具体的な現状はどのような内容で、主体的にはどこが責任を持ってこれらを行っているのか、答弁を求めたいと思います。

今後は、地域医療の重視が必要と思われますが、広域連合の目指す方向を伺いたいと思います。

さきに開催された事前説明会の場で、新たな高齢者医療制度の最終取りまとめが報告されました。その内容は、75歳以上の被用者保険加入者以外は国保に加入するとなっているものの、第1段階、平成25年となっておりますが、75歳以上の国保を都道府県単位の財政運営とし、第2段階、平成30年、ここでは全国一律に全年齢での都道府県単位化を図るなど、極めて問題が多いと感じます。

年齢による医療差別に国民が反対してきた経過、また、国保の都道府県単位化には多くの自治体等が一生懸命努力したもとの、それを無にすることになるのではない

かと、反対の声を強く聞いております。

経過を踏まえると、広域連合としても反対すべきだと思いますけれども、現時点の考え方を伺いたいと思います。

○議長（渡辺政明君） ただいまの質疑及び一般質問に対して、執行部の答弁を求めます。

事務局長、船橋牧男君。

〔事務局長 船橋牧男君登壇〕

○事務局長（船橋牧男君） それでは、高木議員の議案質疑にお答えをいたします。

まず、東日本大震災の被災者に対する一部負担金等の免除及び保険料の減免につきましては、東日本大震災の発生後、厚生労働省から被災者救済のための一部負担金等の免除等に関する取り扱いが示されましたことから、当広域連合といたしましては、被害者に対する特別措置を講ずるため、市町村と協議を重ね、茨城県後期高齢者医療広域連合東日本大震災被害者に対する後期高齢者医療一部負担金等の免除に関する取扱要綱、それからもう1つの要綱といたしまして、茨城県後期高齢者医療広域連合東日本大震災被害者に対する後期高齢者保険料の減免に関する取扱要綱を平成23年6月23日に策定したところでございます。同日付で各市町村に周知をいたしました。

議員ご指摘の去る7月14日の事前説明会時の資料の中で、申請が少なく、自治体間にばらつきがあった理由につきましては、当該件数は7月1日現在の申請件数であり、まだ未申請となっている方が数多く残っておりますことから、全県における被害の実態と差が出ておるところでございます。

また、各自治体間のばらつきにつきましてですが、各自治体間におきましては、被害の程度に差がありますし、また、同一自治体の一部負担金等の免除と保険料減免の申請件数が同数のところや、あるいは差があるところが出ておったわけでございますが、こういったばらつきにつきましては、いろいろな原因が考えられますが、市町村の指導について若干不十分な点もあったかと思いましたことから、先日、市町村向けの通知をいたしまして、両方の免除等が該当する場合には、同時申請の指導をするよう、市町村に依頼したところでございます。

なお、一部負担金の免除や保険料の減免につきましては、今申し上げましたように統一した要綱に基づき取り扱ってございますので、各自治体によって取り扱い基準が違うものではありません。

また、今回の補正予算の計上額でございますが、一部負担金の免除金額につきましては、3月、4月分の一部負担金の免除の実績をもとに、3月から7月分の5カ月分の金額で算定をいたしました。また、保険料の減免につきましては、6月24日までの申請分、これは約1,800件ほどあったわけですが、この6月24日までの申請分の金額で補正予算を計上したものでございます。

ちなみに、7月22日現在の申請件数は、連合長のあいさつにもございましたが、一部負担金等免除申請で4,020件、保険料減免申請で3,857件でございまして、7月1日現在の申請件数と比べますと、一部負担金等免除申請件数で1,458件の増、保険料減免申請件数で1,247件の増となっておるところでございます。

今後ともふえることが予想されますが、それに伴いまして、この免除等に係る国庫補助金等につきましても、申請件数の増に伴い増額が見込まれることから、今後も補正予算等で対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、報告第3号の専決処分に関するお尋ねでございますが、平成21年度特別会計からの繰越金は30億3,892万3,989円でございました。本年2月の補正予算後の時点におきましては、19億8,203万8,989円の未計上分がございました。これは予想を上回る保険給付費の増などに対応するために計上していなかったわけでございますが、結果的には保険給付費が予算の範囲内におさまる見込みとなりましたことから、未計上分の全額を繰越金に計上したものでございます。

なお、これに際しまして、歳出につきましては、増額を必要とする予算科目がなかった関係で、繰越金計上分を、4款、支払基金交付金と、7款、繰入金から減額する歳入補正を行ったものでございます。

次に、一般質問の茨城県後期高齢者医療広域連合の現状と将来を踏まえての事業のあり方についてお答えをいたします。

まず、厚生労働省が先日公表いたしました2009年度医療費の地域差分析結果や、茨城県の後期高齢者医療における市町村間の医療格差の現状に対する認識や対応策についてのお尋ねでございますが、まず、国の公表しました地域差分析結果で、1人当たりの医療費が全国第39位となりました結果について分析をいたしてみると、順位的には前年度と同順位でございました。

この39位であったということにつきましては、医療費の面だけから見ますと、順位が低いわけでございますから、よいことではないのかなと思っているところでございます。

ちなみに、本県の順位がこのように低い理由といたしましては、分析しましたとこ

ろ、他県に比べて入院医療費が少ないというのが、その要因ではないかと思っております。これはとりもなおさず、ほかのデータでも検証ができるわけですが、要介護の認定率が全国第3位ということで非常に低いということ、こういうことが、入院医療費が少ないと大きな要因になっているのではないかなと考えておる次第でございます。

また、医療費の市町村格差の状況を見ますと、平成21年度の格差は1.40倍となっております。この医療費の市町村格差につきましては、受診機会確保の観点から見ますと、解消すべき問題であると考えております。しかしながら、医療費の違いといいますのは、市町村ごとにさまざまな要因が重なり合っておりますことから、広域連合が、この市町村格差を正のために積極的には取り組みにくい面があることを、ご承知おきいただければと考えているところでございます。

しかしながら、今後とも高齢者の医療費は増加することが見えておりますので、当広域連合といたしましては、医療費の抑制が最重要課題になっておりますので、医療費適正化の観点から、健康診査事業等の充実に努めてまいりたいと考えておる次第でございます。

次に、健康保持増進事業の内容と実施主体に関するお尋ねでございますが、健康保持増進事業については、広域連合と市町村が連携して行っておるわけでございます。

それぞれの事業をご紹介申し上げますと、広域連合におきましては、後期高齢者の健康診査事業を実施しておりますとともに、市町村におきましては、人間ドック等の検査、それから健康相談事業を実施していただいておりまして、広域連合としては、この市町村が実施する事業に対しても費用助成を行っているところでございまして、今後とも、広域連合と市町村が連携して健康増進事業の充実に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、地域医療についてのお尋ねでございますが、地域医療と申し上げますと、この定義といたしましては、地域住民の健康維持増進を目的としたとして、医療機関が主導し、地域の保健福祉、行政機関、住民、企業などが連携して取り組む総合的な医療活動と定義されているようでございます。

保険者である広域連合といたしましては、なかなかこの地域医療という点につきましては、関係が薄くなってしまうのはやむを得ない点があるのではないかと考えております。しかしながら、地域医療の充実は地域住民の健康づくりに重要な要素となってまいりますので、広域連合としては、もし協力できるようなものがあれば、関係機関と連携をとってまいりたいと考えておる次第でございます。

次に、国の高齢者医療制度改革会議が昨年12月に最終取りまとめを行った新たな高齢者医療制度について、当広域連合として反対すべきではないかとのお尋ねでございますが、現行制度は、家族関係や医療保険の連續性など考慮することなく、年齢到達と同時に、75歳以上の人たちをこれまでの保険から切り離して、別の独立した保険に加入させるものであり、これが多くの国民から差別的な制度と受けとめられたことでございます。このため、新たな制度は、加入する保険を年齢で区分することなく、現役世代と同じように、サラリーマンである高齢者や被扶養者は被用者保険に加入し、これら以外の地域で生活している方は、国民健康保険にそれぞれ再加入していただくこととなっております。

また、運営面では、第1段階として、国保加入者のうち75歳以上について、平成25年度から都道府県単位の財政運営に、さらに第2段階といたしまして、平成30年度からは全年齢を対象に都道府県単位化を図ることとしております。

なお、初めから全年齢を対象に都道府県単位としなかった理由につきましては、保険料等の激変を避けて、国保財政の安定化を図るためということであり、75歳はあくまで財政運営上の区分であるとの国の方からの説明でございました。

ただいま申し上げましたように、新しい高齢者医療制度では、年齢区分がなくなり、被保険者は現役世代と同じように被用者保険、または国民健康保険に加入することとなり、財政面では国費の拡充、運営面では国民健康保険の都道府県単位化が示されるなど、基本的には賛成できる内容ではないかと考えておる次第でございます。

私の答弁は以上でございます。

○議長（渡辺政明君） 44番、高木博文君。

発言の残り時間は10分51秒であります。

[44番 高木博文君登壇]

○44番（高木博文君） ただいま事務局長から答弁をいただきました。東日本大震災にかかわってのことでありますけれども、7月1日時点の数字と7月22日時点での数字、そしてこの間において広域連合は、関係自治体に対し再度通知を出したという経過を踏まえてのこの数字の変化ということを考えてみると、やはりもっと丁寧に広域連合として、関係自治体にこの制度の減免の趣旨を伝えていくと。そして、関係自治体も、今これらの人たちは家屋の損害も含め大変な状況に遭っているわけですから、それで何とか。やはりお互いの助け合いという形で理解できるような細かい手立てを、ぜひ最後まで追及していただきたいという具合に思うところでございます。

それから、一般質問の内容についての部分で、私が、茨城県が今直面している現状がこの茨城県の後期高齢者医療費についても反映しているのではないかという視点から述べたところは、必ずしもこととの答弁はかみ合っていないと思いますが、私は医療費が高い方がいいと言っているわけではないのです。しかし、茨城県が全国的に見て、特に県北中心に医療過疎化が言われている中で、かかりたくても医療機関にかかれないと、そういう実態をもここに反映しているのではないかと。したがって、これはこの広域連合で解決できる中身では決してございませんけれども、やはりそういう問題意識を県医師会ほか関係団体との間においても強めていきながら、広域連合の被保険者である限りにおいては、やはり等しく公正にその対応ができるべく努力をしていく必要があるのじゃないかということあります。

また、そういう医療機関の実態等に大きなばらつきがあるという事実を踏まえるならば、即治療という問題じゃなくて、やはり早期発見につながるような、そして早期治療につながるような働きかけをしていく必要があるんじゃないかということあります。

特に保健診査事業、これを重視するということを、広域連合設立の時点においてもかなりそれを強調されておりますし、また、いろいろな場面でそのことを重視しておるわけですけれども、実態は必ずしもそうなっていないのではないかと。

例えば人間ドックでも、県下に44自治体ある中で24自治体が実施をしている。さらに、その他の健康診断等においても、31万人の被保険者の中で15%しか受診していない。これは受診しない方にも問題あろうかと思いますし、また、その間において役割を果たすべき地方自治体がしっかりととした問題意識を持って対応しているのかどうかにも、いろいろ問題あろうかと思うのです。しかし、これにつきましては、かつて老人保健制度においては、各地方自治体はそれらに力を入れていた。しかし、後期高齢者医療制度になった段階で、一たんその補助等が打ち切られた経過があったように、私は記憶しております。現在においては、補助金等実際にそういう事業をやった場合については出すということになっておりますけれども、だから、そこに自治体としての問題意識も、若干以前に比べたらば欠けているのではないかと。そういう意味で、医療機関が十分でないからこそ、せめて事前の健診等をしっかりと各自治体でやって、実際に病気になる前に、あるいはなつたらば即発見をし、また、治療できるように、そういうことを広域連合としても重視していくことが、結果として医療費を抑えることにつながってくるのではないか、こういうぐあいに私は思うところであります。

広域連合として、そういう働きかけをぜひしていっていただきたい、そういう思い

があつて質問したところであります。そこらについてのお考えを再度お聞かせ願いたいと思います。

もちろん地域医療につきましては、これは広域連合そのものでどうこうということにはなりません。恐らく県医師会ほか、関係するそういう医療の側の対応が今日の状況をつくっていると思いますけれども、長野県等は、かなりこういった地域医療を考え方としても重視をし、それが国保や、あるいは広域医療制度においての医療費の負担等においても、それが反映されているように聞いております。茨城が医療過疎の現状にあるならば、やはりそういう点も学びながら、今後、関係するところと一緒にあってこれをやっていただきたいという思いがあつて質問いたしました。これについてのお考えも再度承りたいと思います。

また、新たな高齢者医療制度の最終取りまとめについてですけれども、広域連合としては、全国的な広域連合の組織がありますから、その中で発言されていくというのは当然かと思いますけれども、広域医療制度がスタートして丸3年が経過している。この間において一番苦労されたのは、皆さん方だと思うわけです。75歳ということでの年齢による医療差別、また、今まで負担していなかつたような人たちも新たに負担を強いられる。さまざまな矛盾がいろいろ声として上がってきております。そういう現実を直接第一線で経験したという立場を踏まえるならば、今後の制度においては、積極的に私は物を言っていく必要はあるのではなかろうかというぐあいに考えます。

特に国保の負担については、各自治体での開きはあります。私の住んでおります利根町は、どういうものか、国保料が非常に高い地域になっているわけですけれども、しかし、そうした中においても、いかに地方自治体と住民が一緒になって国保の負担、医療費負担を下げていくかということで努力もしておりますし、少ないながらも一般会計からの繰り入れも行っている。それらを考えてみた場合、県の単位に統一することになれば、それぞれの地方自治体の議会が一歩現状よりは低いことにもなってくるのではないか。ますますこの後期高齢者の医療制度についても、今こういう議会で論議をしておりますけれども、地方自治体の手を離れているということからして、物も言いにくいくらい、また、実態も伝わらないと。そういう現状であるだけに、国保をそういう形を持っていくとすれば、なお、問題があるのではないかという問題意識で私は質問したところであります。これにつきましても、再度ご答弁をいただきたい、このように思います。

○議長（渡辺政明君） ただいまの再質問に対しまして、執行部の答弁を求めます。

事務局長、船橋牧男君。

[事務局長 船橋牧男君登壇]

○事務局長（船橋牧男君） それでは、私の方からご質問に対する答弁をさせていただきたいと思います。

東日本大震災の関係につきましては、これは先ほども申し上げましたように、要綱制定時点から市町村の方々には、その制定に関する協議に携わっていただいておりますので、十分ご理解いただいていると考えてございます。7月1日の時点でやはり件数が少なかったというのは、先ほどご説明しましたように、要綱の制定時から日がたっていなかつたということが原因であると申し上げましたが、その答弁でかえさせていただきたいと思います。

それから、健康保持増進事業についてのご質問についてお答えしたいと思います。

健康保持増進事業につきましては、生活習慣病の早期発見により適切に治療につなげて、重症化を予防する観点という意味から、広域連合としては、最重要課題として健康診査事業というものを重点的に取り組んでいるところでございます。

実施に当たりましては、毎年度受診率向上のための計画を策定し、それに基づいて広域連合と市町村が連携して取り組んでいるところでございますが、今後は、この健康診査事業の実施に当たっては、新たに、例えば受診率の向上の方策といたしまして、受診率が低い市町村に対しまして、受診率の高い市町村の実施状況を紹介して、情報を提供することによって受診率を向上させるといったことも考え、今後は、市町村との連携を図って、受診率の向上に向けた取り組みを重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、人間ドックの費用助成につきましては、これまで平成20年度から補助制度を実施してきたわけでございますが、平成20年度は11市町村でありましたが、平成21年度は16市町村、それから平成22年度におきましては24市町村と、徐々に取り組んでいただける市町村がふえてまいりましたので、今後とも、実施されていない市町村に対しまして、費用助成についての周知を行うとともに、実施に向けた検討を引き続き要請してまいることにより、健康保持増進事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

それから、最後になりますが、ちょっと質問を失念をいたしましたが、新しい後期高齢者医療制度につきましては、今後、国の方で法案が出てまいりますので、その法案の状況を見ながら、もし直してほしい部分があるのであれば、全国の協議会とも連携をしながら国の方に要望するなどして、よりよい制度となるよう努めてまいりたい

と考えておる次第でございます。

私の方からの答弁は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡辺政明君）　ただいまの答弁に対し、再々質問はありますか。

44番、高木博文君。

なお、高木博文君の発言時間の残りは3分3秒であります。

[44番 高木博文君登壇]

○44番（高木博文君） 最後の質問をさせていただきます。

保健推進の診査事業でございますけれども、事務局長がいみじくも今答弁されましたように、年を追うて働きかけの中で、それを取り組む自治体がふえてきていると。このことは、私は重視しなければならないと。一般的な健康診断においても、現在は15%ということではありますけれども、これをもっともっと強めていく中で受診率を高めていく。また、人間ドックにおいても、現在、44自治体中24自治体しか実施していないと。やはり他の自治体においても、そういうような需要はあると思われます。恐らく具体的な働きかけのパイプがやられていないということからしての現状ではないかと。このように思うとき、やはり広域連合としては、そのこと自体が後期高齢者の老後を安んじて送らせる1つの大きな役割にもなりますし、また医療費を抑えることにもつながってくるという立場に立つならば、一層そのことは引き続き重視していただきたいと思うところです。

それと、新たな保険制度の問題についてです。答弁が、最初と同じように、全国の広域連合の組織を通じ、その中で問題ある場合については発言されていかれると、このことは当然ではありますけれども、やはりもっともっと茨城の実態を踏まえた、また、この制度が新しく導入される以前の国民の反対の声、また導入されて今日でもまだそういう状況がある。そのことに対し、この最終まとめは果たして答えているのかどうか。このことをしっかりと検証して、意見を述べていただきたいと思うのです。

どうしてもこの広域連合においても、自治体と同じように、上の方で何がしかのそういう指針、まとめが出されたらば、その範囲内でしか物が言えないような状況が感じられますけれども、ぜひここらについては、一番、第一線で当事者として頑張ってきた、その経験をしっかりと生かして、よりよい制度となるように働きかけをしていただきたい、このことを最後に要望し、改めてこのことについての決意もお聞きをしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（渡辺政明君） 高木博文議員さん、これは要望でよろしいですか。再々質問で。

○44番（高木博文君） 要望にしておきます。

○議長（渡辺政明君） 以上で、44番、高木博文君の質疑及び一般質問を終了します。

これで、上程議案等に対する質疑及び一般質問を終結いたします。

日程第8 上程議案に対する討論及び表決について

○議長（渡辺政明君） 日程第8、上程議案等に対する討論及び表決を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。

44番、高木博文君。

[44番 高木博文君登壇]

○44番（高木博文君） 私は、歳入歳出決算認定について反対の立場で発言をいたします。

一般質問でも発言いたしましたけれども、茨城県の医療過疎を反映した医療費の市町村格差が放置されるもとで、年々増加の一途をたどる医療費というぐあいに、その抑制を意見として述べております。しかし、そうはいっても、47都道府県中39位、そういう事実を考えるならば、もっとそれ以前にやるべきことがあるのではないか。そして、その対策として、健康診査等の取り組みの強化を述べておりますけれども、保健事業費、健康診査費は当初の予算においても額が少ないのみか、大きく減額されている。減額された理由は、確かにその実施状況がそこには及ばなかったという理由があるのでしょうけれども、それ以前の働きかけにも不十分さがあるのではないかと。被保険者数31万7,637人中4万8,735人、15%の受診であります。被保険者の健康づくりの面では、不十分と言わなければなりません。

また、保険料滞納者に対する短期被保険者証の交付なども、各自治体において結果としてはらつきはありますけれども、生活困窮者に対する配慮が不十分であり、私は、この歳入歳出決算認定については、反対せざるを得ないということを表明したいと思います。

○議長（渡辺政明君） 以上で討論を終わります。

これより採決をいたします。

まず、議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成する議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（渡辺政明君） 起立多数。よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、報告第1号から報告第3までの3件を一括して採決をいたします。

お諮りいたします。

ただいまの3件は、原案のとおり承認することに賛成する議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（渡辺政明君） 起立多数。よって、報告第1号から報告第3号までの3件は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成する議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（渡辺政明君） 起立多数。よって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決しました。

日程第9 議案第10号 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の同意を
求めるについて

○議長（渡辺政明君） 次に、日程第9、議案第10号 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の同意を求めるについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、孝井恒一君の退席を求めます。

[6番 孝井恒一君退場]

○議長（渡辺政明君） この際、提案理由の説明を求めます。

広域連合長、中田裕君。

[広域連合長 中田 裕君登壇]

○広域連合長（中田裕君） ただいま議題となりました議案第10号、茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の同意を求めるについてご説明を申し上げます。

第1分冊議案書17ページをお開きいただきたいと思います。

茨城県後期高齢者医療広域連合規約第17条第2項の規定に基づきまして、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員から監査委員として孝井恒一氏を選任いたしたいと存じます。

孝井氏は、平成3年に結城市議会議員に当選され、すぐれた見識により議会活動に励まれ、議長の要職を歴任されました。平成23年5月に茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選され、後期高齢者医療制度に対する見識も高く、人格が高潔であり、監査委員の適任者であります。

以上ご提案申し上げます。

議員各位におかれましては、慎重にご審議をいただきますようよろしくお願い申し上げ、本案にご賛同いただきますよう心からお願い申し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺政明君） これで説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号については、これに同意することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（渡辺政明君） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号については、これに同意することに決しました。

監査委員就任あいさつ

○議長（渡辺政明君） ここで、監査委員に選任されました孝井恒一議員が議場におりますので、ご紹介申し上げ、ごあいさつをいただきたいと存じます。

[6番 孝井恒一君登壇]

○6番（孝井恒一君） ただいま議員の皆様方のご推举をいただきまして、本連合会の監査委員に選任をいただきました結城市議会の孝井恒一でございます。

微力ではございますが、本日提案されました総額2,464億円を超える膨大な予算の連合会でございます。代表監査委員さんとともに、連合会のこれから健全運営に寄与するために努力していきたいと思いますので、これからも皆さんのご指導よろしくお願ひいたします。

本日はありがとうございました。（拍手）

○議長（渡辺政明君） それでは、これより議会事務局職員に印刷物を配付させるため、少々お時間をいただきたいと思います。

[印刷物配付]

○議長（渡辺政明君） 配付漏れはございませんでしょうか。

日程第10 閉会中所管事務調査について

○議長（渡辺政明君） 次に、日程第10、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付しております印刷物のとおり、議会運営委員会から閉会中所管事務調査の申し出があったものでございます。

お諮りをいたします。

本件は、議会運営委員会からの申し出のとおり決定することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺政明君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

閉会宣言

○議長（渡辺政明君） それでは、以上をもちまして今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。よって、平成23年第2回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後3時22分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

臨時議長

議長

2番

4番

参 考 資 料

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

議案等審議結果一覧表

広域連合長提出のもの

議案番号	件名	上程年月日	議決結果
		議決年月日	
議案第9号	平成23年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	23.7.28	原案可決
		23.7.28	
報告第1号	専決処分の報告及び承認を求めることについて （平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号））	23.7.28	承認
		23.7.28	
報告第2号	専決処分の報告及び承認を求めることについて （平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））	23.7.28	承認
		23.7.28	
報告第3号	専決処分の報告及び承認を求めることについて （平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号））	23.7.28	承認
		23.7.28	
認定第1号	平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	23.7.28	原案認定
		23.7.28	
議案第10号	茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の同意を求めることについて	23.7.28	原案同意
		23.7.28	

議案質疑、一般質問及び討論通告一覧表

【議案質疑】

質問者	高木博文議員
質問事項	質問要旨
【議案第9号関連東日本大震災の被災者に対する減免措置について】	<p>全体の被災状況に比して、極めて少なく、各自治体間でもバラツキがあるが、各自治体で扱いが統一した基準で行われたのか。</p> <p>また、予算計上は第一次分と思われるが、補助金の増額など今後の見通しについてお聞きしたい。</p>
【報告第3号について】	<p>支払基金交付金が1,972,038千円減額され、ほぼ同額が繰越金として補正されているがその理由はなぜか。</p>

【一般質問】

質問者	高木博文議員
質問事項	質問要旨
【茨城県後期高齢者医療広域連合の現状と将来を踏まえての事業の在り方について】	<p>茨城県は、人口295万人前後で推移しつつ高齢化は著しく、後期高齢者医療被保険者も高い比率を占めている。</p> <p>後期高齢者医療費についても、年々伸びているが、厚生労働省2009年調査によると、茨城県は全国47都道府県中、39位となっている。</p> <p>また、平成21年度の県内市町村の一人当たり医療費の格差も著しく、最高891,757円、最低636,369円で、これらは茨城県の医療環境の現状、即ち医療過疎の実情を反映している。県広域連合は、このことで、どのような問題意識をもちその打開に努めているのか伺いたい。</p> <p>また、こうした現状を踏まえると「早期発見・早期治療」の立場で、健康保持増進事業の重視が求められるが、具体的な現状はどのような内容で、主体</p>

	<p>的にはどこが責任をもって行っているのか答弁を求めたい。</p> <p>今後は、「地域医療」の重視が必要と思うが、広域連合の目指す方向を伺いたい。</p> <p>先に開催された事前説明会の場で、「新たな高齢者医療制度の最終取りまとめ」が報告されたが、その内容は、75歳以上の被用者保険加入者以外は国保に加入するとなっているものの、第一段階では75歳以上の国保を都道府県単位の財政運営とし、第二段階では全国一律に全年齢での都道府県単位化を図るなど、極めて問題が多い。年齢による医療差別に国民が反対してきた経過や、国保の都道府県単位化にも反対の声が強い。</p> <p>経過を踏まえると広域連合としても反対すべきと思うが、現時点での考えを伺いたい。</p>
--	--

【討 論】

質問者	高木 博文 議員
発言事項	発言要旨
【歳入歳出決算認定について反対】	<p>一般質問でも発言したが、茨城県の医療過疎を反映し、医療費の市町村格差が放置される下で、年々増加の一途をたどる医療費の抑制を意見として述べ、その対策として健康診査等の取り組みの強化を述べているが、保健事業費（健康診査費）は額が少ないのみか、大きく減額されている。</p> <p>被保険者数317,637人中、48,735人、15%の受診であり、被保険者の健康づくりの面で不十分である。</p> <p>また、保険料滞納者に対する「短期被保険者証」の交付など、生活困窮者に対する配慮が不十分であり、反対せざるを得ない。</p>

上 程 議 案 等

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

議案第9号

平成23年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成23年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ493,833千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ256,482,099千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年7月28日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中田 裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市町村負担金		41,301,614	431,333	41,732,947
	1 市町村負担金	41,301,614	431,333	41,732,947
2 国庫支出金		86,111,646	62,500	86,174,146
	2 国庫補助金	25,210,843	62,500	25,273,343
歳 入 合 計		255,988,266	493,833	256,482,099

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		254,647,279	12,500	254,659,779
	1 療養諸費	244,524,426	12,500	244,536,926
8 諸支出金		57,088	481,333	538,421
	1 債還金及び還付加算金	57,088	481,333	538,421
歳 出 合 計		255,988,266	493,833	256,482,099

報告第1号

専決処分の報告及び承認を求めるについて

平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成23年7月28日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中田 裕

（専決処分の理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）を専決処分した。

茨城県後期高齢者医療広域連合告示第11号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）を次のように専決処分する。

平成23年3月30日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中田 裕 印

平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）

平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月30日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中田 裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		290,444	10,000	300,444
	1 総務管理費	290,174	10,000	300,174
3 民生費		619,840	△10,000	609,840
	1 国庫補助金	619,840	△10,000	609,840
歳出合計		915,408	0	915,408

報告第2号

専決処分の報告及び承認を求めるについて

平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成23年7月28日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中田 裕

(専決処分の理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)を専決処分した。

茨城県後期高齢者医療広域連合告示第8号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)を次のように専決処分する。

平成23年3月9日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中田 裕 印

平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ882千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ244,006,831千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

平成23年3月9日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中田 裕

第1表 嶸入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国 庫 支 出 金		80,203,979	411	80,204,390
	2 国 庫 补 助 金	22,913,015	411	22,913,426
8 繰 越 金		1,056,415	471	1,056,886
	1 繰 越 金	1,056,415	471	1,056,886
歳 入 合 計		244,005,949	882	244,006,831

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 抱 出 金		24,299	411	24,710
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	24,299	411	24,710
8 諸 支 出 金		1,791,471	471	1,791,942
	1 償還金及び還付加算金	1,791,471	471	1,791,942
歳 出 合 計		244,005,949	882	244,006,831

報告第3号

専決処分の報告及び承認を求めるについて

平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成23年7月28日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中田 裕

(専決処分の理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)を専決処分した。

茨城県後期高齢者医療広域連合告示第12号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)を次のように専決処分する。

平成23年3月30日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中田 裕 印

平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）

平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月30日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中田 裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	項	補正前の額	補正額	計
4 支払基金交付金		100,364,383	△1,972,038	98,392,345
	1 支払基金交付金	100,364,383	△1,972,038	98,392,345
7 繰入金		3,122,981	△10,000	3,112,981
	1 一般会計繰入金	619,840	△10,000	609,840
8 繰越金		1,056,886	1,982,038	3,038,924
	1 繰越金	1,056,886	1,982,038	3,038,924
歳入合計		244,006,831	0	244,006,831

認定第1号

平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療
特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第233条第3項の規定により、平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものである。

平成23年7月28日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中田 裕

一般会計

平成22年度 茨城県後期高齢者医療広域連合

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		899,393,000
	1 負 担 金	899,393,000
2 財 産 収 入		22,000
	1 財 産 運 用 収 入	22,000
3 繰 入 金		1,000
	1 基 金 繰 入 金	1,000
4 繰 越 金		5,895,000
	1 繰 越 金	5,895,000
5 諸 収 入		10,097,000
	1 預 金 利 子	927,000
	2 雜 入	9,170,000
歳 入 合 計		915,408,000

歳入歳出決算書

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
899,393,000	899,393,000	0	0	0
899,393,000	899,393,000	0	0	0
21,574	21,574	0	0	△426
21,574	21,574	0	0	△426
0	0	0	0	△1,000
0	0	0	0	△1,000
5,895,393	5,895,393	0	0	393
5,895,393	5,895,393	0	0	393
9,742,708	9,742,708	0	0	△354,292
695,973	695,973	0	0	△231,027
9,046,735	9,046,735	0	0	△123,265
915,052,675	915,052,675	0	0	△355,325

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 議 会 費		1,123,000
	1 議 会 費	1,123,000
2 総 務 費		300,444,000
	1 総 務 管 理 費	300,174,000
	2 選 挙 費	109,000
	3 監 査 委 員 費	161,000
3 民 生 費		609,840,000
	1 社 会 福 祉 費	609,840,000
4 公 債 費		1,000
	1 公 債 費	1,000
5 予 備 費		4,000,000
	1 予 備 費	4,000,000
歳 出 合 計		915,408,000

(単位：円)

支 出 濟 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 濟 額 と の 比 較
790,742	0	332,258	332,258
790,742	0	332,258	332,258
292,084,530	0	8,359,470	8,359,470
291,932,886	0	8,241,114	8,241,114
9,560	0	99,440	99,440
142,084	0	18,916	18,916
605,897,422	0	3,942,578	3,942,578
605,897,422	0	3,942,578	3,942,578
0	0	1,000	1,000
0	0	1,000	1,000
0	0	4,000,000	4,000,000
0	0	4,000,000	4,000,000
898,772,694	0	16,635,306	16,635,306

歳 入 歳 出 差 引 残 額

16,279,981 円

平成23年 7月 28日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

後期高齢者医療特別会計

平成22年度 茨城県後期高齢者医療広域連合

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 市町村負担金		39,132,950,000
	1 市町村負担金	39,132,950,000
2 国庫支出金		80,204,390,000
	1 国庫負担金	57,290,964,000
	2 国庫補助金	22,913,426,000
3 県支出金		19,887,112,000
	1 県負担金	19,887,111,000
	2 財政安定化基金支出金	1,000
4 支払基金交付金		98,392,345,000
	1 支払基金交付金	98,392,345,000
5 特別高額医療費共同事業交付金		19,654,000
	1 特別高額医療費共同事業交付金	19,654,000
6 財産収入		3,290,000
	1 財産運用収入	3,290,000
7 繰入金		3,112,981,000
	1 一般会計繰入金	609,840,000
	2 基金繰入金	2,503,141,000
8 繰越金		3,038,924,000
	1 繰越金	3,038,924,000
9 県財政安定化基金借入金		1,000
	1 県財政安定化基金借入金	1,000
10 諸収入		215,184,000
	1 延滞金、加算金及び過料	3,000
	2 預金利息	1,000
	3 雑入	215,180,000
歳入合計		244,006,831,000

歳入歳出決算書

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
39,134,904,807	39,134,904,807	0	0	1,954,807
39,134,904,807	39,134,904,807	0	0	1,954,807
80,456,445,896	80,456,445,896	0	0	252,055,896
57,234,975,408	57,234,975,408	0	0	△55,988,592
23,221,470,488	23,221,470,488	0	0	308,044,488
19,950,510,892	19,950,510,892	0	0	63,398,892
19,950,510,892	19,950,510,892	0	0	63,399,892
0	0	0	0	△1,000
99,529,157,000	99,529,157,000	0	0	1,136,812,000
99,529,157,000	99,529,157,000	0	0	1,136,812,000
24,887,796	24,887,796	0	0	5,233,796
24,887,796	24,887,796	0	0	5,233,796
3,027,918	3,027,918	0	0	△262,082
3,027,918	3,027,918	0	0	△262,082
3,113,563,179	3,113,563,179	0	0	582,179
605,897,422	605,897,422	0	0	△3,942,578
2,507,665,757	2,507,665,757	0	0	4,524,757
3,038,923,989	3,038,923,989	0	0	△11
3,038,923,989	3,038,923,989	0	0	△11
0	0	0	0	△1,000
0	0	0	0	△1,000
238,234,169	238,234,169	0	0	23,050,169
0	0	0	0	△3,000
5,834,213	5,834,213	0	0	5,833,213
232,399,956	232,399,956	0	0	17,219,956
245,489,655,646	245,489,655,646	0	0	1,482,824,646

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		628,273,000
	1 総務管理費	627,557,000
	2 賦課徴収費	716,000
2 保険給付費		239,385,781,000
	1 療養諸費	229,418,928,000
	2 高額療養諸費	8,956,003,000
	3 その他医療給付費	1,010,850,000
3 県財政安定化基金拠出金		178,412,000
	1 県財政安定化基金拠出金	178,412,000
4 特別高額医療費共同事業拠出金		24,710,000
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	24,710,000
5 保健事業費		327,152,000
	1 健康保持増進事業費	327,152,000
6 基金積立金		1,661,524,000
	1 基金積立金	1,661,524,000
7 公債費		9,037,000
	1 県財政安定化基金償還金	1,000
	2 公債費	9,036,000
8 諸支出金		1,791,942,000
	1 債還金及び還付加算金	1,791,942,000
歳出合計		244,006,831,000

(単位：円)

支 出 濟 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 濟 額 と の 比 較
618,962,359	0	9,310,641	9,310,641
618,401,467	0	9,155,533	9,155,533
560,892	0	155,108	155,108
238,773,336,505	0	612,444,495	612,444,495
228,934,437,126	0	484,490,874	484,490,874
8,838,449,379	0	117,553,621	117,553,621
1,000,450,000	0	10,400,000	10,400,000
178,412,000	0	0	0
178,412,000	0	0	0
24,709,578	0	422	422
24,709,578	0	422	422
261,578,660	0	65,573,340	65,573,340
261,578,660	0	65,573,340	65,573,340
1,661,262,232	0	261,768	261,768
1,661,262,232	0	261,768	261,768
0	0	9,037,000	9,037,000
0	0	1,000	1,000
0	0	9,036,000	9,036,000
1,791,846,361	0	95,639	95,639
1,791,846,361	0	95,639	95,639
243,310,107,695	0	696,723,305	696,723,305

歳 入 歳 出 差 引 残 額

2,179,547,951 円

平成23年7月28日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

議案第10号

茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の同意を求めるることについて

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）第17条第2項の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員のうちから、下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものである。

平成23年7月28日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中田 裕

記

氏名 孝井恒一
生年月日 昭和15年8月10日
住所 結城市大字結城1477番地

(提案理由)

平成23年3月19日に議会選出の監査委員の任期が満了となった。よって、適任である孝井恒一氏を選任したいため、議会の同意を求めるものである。